

長野市遊泳用プール指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、遊泳用プールの適正な設置及び維持管理を図り、もって公衆衛生の向上及び利用者の安全の確保に寄与することを目的として行う行政指導の指針について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「遊泳用プール」とは、水を貯留して多数人に遊泳をさせるための施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校において専らこれらの学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象として設置されるものを除く。)であつて、容量が50立方メートル以上のものをいう。

(衛生基準及び安全基準)

第3 遊泳用プールの設置者は、次に定める基準に従い、遊泳用プールの適正な設置及び維持管理に努めるものとする。

(1) 水質基準、施設基準及び維持管理基準(以下「衛生基準」という。)

遊泳用プールの衛生基準について(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)に定める基準によること。

(2) 安全基準(以下「安全基準」という。)

プールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定)に定める基準によること。

2 前項の規定は、小規模プール(水を貯留して多数人に遊泳をさせるための施設であつて、容量が50立方メートル未満のものをいう。)の設置者について準用する。

(設置等の届出)

第4 遊泳用プールを設置しようとする者は、遊泳用プール設置届(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、工事に着手しようとする日の30日前までに、長野市保健所長(以下「保健所長」という。)に提出するよう努めるものとする。

(1) 遊泳用プールの位置を明らかにした付近の見取図

(2) 遊泳用プールの設備の配置図

(3) 遊泳用プール本体の平面図及び断面図

(4) 給水設備、消毒設備及び浄化設備の系統図

(5) 排水口及び循環水の取水口(以下「排(環)水口」という。)のふた等の固定の状況及び配管の取付口の吸い込み防止金具等を設置する等の二重構造の安全対策が施されていることを明らかにする書類又は写真

(6) 使用水に水道水以外の水を使用する場合は、水質検査の結果及び浄化方法を明らかにする書類

(7) その他保健所長が必要と認める書類

2 遊泳用プールの設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに遊泳用プール設置届出事項変更届(様式第2号)を保健所長に提出するよう努めるものとする。

3 遊泳用プールの設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遊泳用プール廃止(休止・再開)届(様式第3号)を、速やかに保健所長に提出するよう努めるものとする。

(1) 遊泳用プールを廃止したとき。

(2) 引き続いて1月以上遊泳用プールの使用の休止をするとき(期間を定めて開

設する遊泳用プールにあつては、その期間の全部について当該遊泳用プールの使用の休止をするとき。) 。

(3) 前号に規定する休止の後、再び遊泳用プールを使用するとき。

(疾病、事故等の報告)

第5 遊泳用プールの設置者は、遊泳用プールに起因する、又は起因すると思われる疾病、事故等が発生したときは、直ちに保健所長に報告するよう努めるものとする。

(報告の徴収、立入調査、指導及び勧告)

第6 保健所長は、第4の規定による届出があつたとき、又はこの要綱の実施に関し必要があると認めるときは、遊泳用プールの設置者の協力を得て、当該遊泳用プールの設置者から必要な報告を求め、又は保健所の職員をして当該プールに立ち入り、施設及び帳簿書類の調査をさせることがある。

2 保健所長は、衛生基準又は安全基準に適合しないと認めるときは、遊泳用プールの設置者に対し必要な措置を講ずるよう指導をする。

3 保健所長は、遊泳用プールの設置者が前項の規定による指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することがある。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に遊泳用プールを設置している者（設置工事の着手をしている者を含む。）は、この要綱の施行の日から90日以内に第4第1項の規定による遊泳用プール設置届を提出するよう努めるものとする。

「平成20年4月30日告示第196号」